

千歳市介護福祉分野資格取得助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の介護サービス事業に従事する介護職員等の安定的な雇用、職場定着及び質の高い介護サービスの持続化を図るため、研修受講料の自己負担の軽減を行う事業者を支援することで、介護職員等の自己負担の軽減を促進することを目的として、介護サービス事業者が直接雇用している職員の研修又は資格取得の費用のうち、介護サービス事業者が負担した額に対して予算の範囲内で補助金を交付することに関し、千歳市補助金交付規則（昭和58年千歳市規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 研修 別表1に定める研修をいう。
- (2) 介護サービス事業 次に掲げる事業をいう。
 - ア 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）を行う事業
 - イ 法第8条第14項に規定する地域密着型サービスを行う事業
 - ウ 法第8条第26項に規定する施設サービスを行う事業
 - エ 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）を行う事業
 - オ 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスを行う事業
 - カ 法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業
 - キ 法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業
- (3) 介護サービス事業者 前号に掲げる事業を行う事業所を市内に有する法人をいう。
- (4) 介護職員等 介護サービス事業者に直接雇用され、市内の第2号に掲げる事業を行う事業所において従事している者をいう。
- (5) 受講料等 研修の実施機関が受講にあたって定める受講料、テキスト代をいう。ただし、補講等に係る費用、手数料、会場までの交通費等の諸経費は含まないものとする。
- (6) 支給金 介護職員等が負担した受講料等の全部又は一部について、給与、賃金及び諸手当とは明確に区別して支給された金銭をいう。
- (7) 高等学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する全日制、定時制及び通信制の高等学校、特別支援学校の高等部並びに専修学校の高等課程をいう。
- (8) 大学等 学校教育法に規定する大学院、大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校（専門課程に限る。）をいう。

(補助の対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、介護サービス事業者が、研修の実施機関に直接支払った受講料等又は介護サービス事業者が介護職員等に対し支払った支給金とし、国、地方公共団体（本市を除く。）、その他の機関から、受講料等に関し補助金、助成金その他の金銭の給付を受けた場合は、費用の額から当該給付を受けた額を控除する。

- 2 研修の修了日が申請日から過去1年以内である場合の受講料等又は支給金を補助の対象とする。
- 3 介護サービス事業者自らが研修の実施機関として開講する研修を、自ら雇用している介護職員等に受講させる場合の受講料等又は支給金については、補助の対象としない。
- 4 高等学校等又は大学等の授業等において受講した研修の受講料等又は支給金については、補助の対象としない。

(補助金の交付)

第4条 市は、介護サービス事業者が、介護職員等が受けた研修の受講料等の全部又は一部を負担したときは、当該介護サービス事業者に対し、その申請により、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができない。
 - (1) 前条第1項に掲げる費用の全部又は一部について、市が実施する他の制度に基づく補助金、助成金その他の金銭の給付を受けている場合
 - (2) 千歳市暴力団排除条例（平成26年千歳市条例第1号）第2条に規定する暴力団並びに暴力団関係事業者

(補助対象となる介護職員等の要件)

第5条 補助の対象となる介護職員等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 研修受講修了後、原則、3か月以上継続して市内の同一事業所に勤務し、かつ、申請日時点において同一法人に引き続き勤務している者
- (2) 申請日時点において、別表1に定める研修のうち、介護支援専門員に関する研修は、介護支援専門員又は計画作成担当者として勤務し、介護福祉士実務者研修は、介護従事者として勤務している者

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表第1に掲げる対象研修に応じた補助率を乗じた額であって、同表に定める額を上限とする。

- 2 前項の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする介護サービス事業者は、千歳市介護福祉分野資格取得助成事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 介護福祉分野資格取得助成事業補助金所要額調書（第2号様式）

- (2) 受講した研修の受講料等がわかるもの（研修パンフレット等）
- (3) 研修の修了証明書の写し
- (4) 雇用証明書（第3号様式）
- (5) 受講料等を支払ったこと及びその金額がわかるものの写し（領収書、請求書など）
- (6) 事業者が介護職員等に対して支給金を支払っている場合は、その支給明細書の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定等）

第8条 市長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

2 市長は、実績に基づき正当な請求があった日から30日以内に補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し等）

第9条 市長は、補助金の交付決定及び補助金の交付を受けた介護サービス事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (2) その他補助金の交付が不相当と認められる事由があるとき。

2 前項の場合において、既に交付した補助金があるときは、市長は、その返還を命ずるものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、保健福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

対象研修	補助率	上限額
介護支援専門員実務研修	3分の2以内	受講者1人につき50,000円
介護支援専門員更新研修	3分の2以内	受講者1人につき50,000円
介護支援専門員専門研修	3分の2以内	受講者1人につき50,000円
主任介護支援専門員研修	3分の2以内	受講者1人につき50,000円
主任介護支援専門員更新研修	3分の2以内	受講者1人につき50,000円
介護支援専門員再研修	3分の2以内	受講者1人につき50,000円
介護福祉士実務者研修	3分の2以内	受講者1人につき100,000円

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

千歳市長 様

所在地
名称及び
代表者の氏名

千歳市介護福祉分野資格取得助成事業補助金交付申請書

千歳市介護福祉分野資格取得助成事業補助金交付要綱第7条の規定により、介護福祉分野資格取得助成事業に対する補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 補助金交付申請額 金 円

- 2 事業所名

- 3 サービス種類

- 4 添付書類
 - (1) 介護福祉分野資格取得助成事業補助金所要額調書
 - (2) 受講した研修の受講料等がわかるもの（研修パンフレット等）
 - (3) 研修の修了証明書の写し
 - (4) 雇用証明書
 - (5) 受講料等を支払ったこと及びその金額がわかるものの写し（領収書、請求書など）
 - (6) 事業者が介護職員等に対して支給金を支払っている場合は、その支給明細書の写し

第2号様式（第7条関係）

介護福祉分野資格取得助成事業補助金所要額調書

研修名 (研修実施機関)	研修修了者 氏名	受講期間	修了年月日	研修受講料 (テキスト代含む) (A)	控除額 (他機関の補助額) (B)	補助対象経費 (C)	補助基本額 (C×2/3) (D)	補助所要額 (E)
合計								

- 注1 「補助対象経費」(C)は、介護サービス事業者が研修の実施機関に直接支払った受講料等又は介護サービス事業者が介護職員等に対し支払った支給金の額を記入すること。
- 注2 「補助基本額」(D)に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額を記入すること。
- 注3 「補助所要額」(E)は、補助基本額と補助上限額を比較して少ない方の額を記入すること。

第3号様式（第7条関係）

雇用証明書

年 月 日

千歳市長 様

証明者 所在地
名称及び
代表者の氏名 印

下記の者は、 年 月 日現在当法人において雇用していることを証明します。

記

フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日
勤務 事業所	名称 所在地
介護サービス種別	
従事する職種	
雇用契約年月日	年 月 日
事業所配置年月日 (雇用年月日と異なる場 合にのみ記載)	年 月 日

第4号様式（第8条関係）

補助金交付決定通知書

千歳市指令補助第 号

年 月 日

様

千歳市長 印

千歳市介護福祉分野資格取得助成事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった千歳市介護福祉分野資格取得助成事業補助金について、次のとおり交付を決定したので通知します。

1 交付決定額

金 円

2 補助金を他の用途に使用し、その他交付決定の内容又は交付の条件に違反したときは、決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは返還を命ずるものとする。

3 補助事業等の適正な執行のため必要と認めるときは、事業等の遂行の状況に関し報告を求め、又は調査をすることがある。

4 交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業等に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合においては、承認を受けること。
- (2) 補助事業等の内容の変更（軽微なものを除く。）をする場合においては、承認を受けること。
- (3) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、速やかにその経過を報告し、承認を受けること。
- (4) 補助事業等に関する収入、支出の内容を明らかにする帳簿及び書類を備え、これを整理しておくこと。